

(別紙)施設の定期点検等に関する業務の基準

施設の定期点検等については以下の内容を基準に実施すること。
法令に定める項目と同一のものについては、回数に法定点検の回数を含める。

○建物保守点検

設備項目	機器及び設備名称	実施内容	回数
外部仕上げ	外壁、屋根、地面など	日常点検	毎日
内部仕上げ	壁面、天井、床など	日常点検	毎日

○空調・電気・消防設備等保守点検

設備項目	機器及び設備名称	実施内容	回数
空気調和関連設備	空気調和機	定期点検	月1回以上
	全熱交換機		
	パッケージ型空調機		
	ヒートポンプエアコン		
	ファンコイルユニット		
	空調換気扇		
	その他ポンプ類		
	冷却塔		
	冷温水・冷却水ポンプ		
電気関連設備	送・排風機	定期点検	週1回以上
	受変電設備		
	配線設備(幹線・分電盤等)		
	負荷設備(制御盤・電動機等)		
	負荷設備(照明・コンセント等)		
	配線通信線路		
	構内交換設備		
	外灯設備		
給排水衛生設備	自家発電設備	定期点検	月1回以上
	受水槽・高置水槽		
	揚水ポンプ・加圧給水装置		
	給湯器・貯湯槽・熱交換器		
	衛生器具類		
その他の設備管理	ガス設備	定期点検	月1回以上
	消防設備		月1回以上
	自家用電気工作物		月1回以上
	中央監視装置		年2回以上
	濾過装置		年4回以上
	エレベータ設備		月1回以上
	自動ドア設備		年3回以上

○環境衛生業務

設備項目	対象・範囲	実施内容	回数
環境衛生管理	空気環境測定	定期点検	年6回以上
	排ガス測定		年2回以上
	水質検査		年2回以上
	簡易専用水道検査		年1回以上
	ねずみ・衛生害虫駆除		年2回以上
	ダニ及び害虫駆除		年1回以上
	受水槽清掃		年1回以上
	雑排水槽清掃		年2回以上
	汚水槽清掃		年2回以上
	浴槽レジオネラ菌属検査		年2回以上

○備品等の保守管理

項目	対象・範囲	実施内容
備品の保守管理	施設の運用に支障をきたさない備品管理	日常点検
消耗品の管理	施設の運用に支障をきたさない消耗品管理	日常点検

○清掃業務

項目	対象・範囲	実施内容
日常清掃業務	館内	日1回以上 (場所による)
	公園及び側道	日1回以上
定期清掃業務	床清掃(洗浄・ワックス清掃)	月1回以上
その他の清掃業務	カーペット清掃	年2回以上
	窓枠・窓ガラス清掃	年4回以上
	網戸清掃	年1回以上
	厨房穴ステンレス及びタイル壁面清掃	年1回以上
	照明器具及び給排気口清掃	年1回以上
	ブラインド清掃	年1回以上
	厨房グリズフィルター清掃	年1回以上

○保安警備業務

項目	対象・範囲	実施内容
有人警備	建物及び敷地内(9:00~17:00)	開館日
宿直警備	宿直日(17:00~翌9:00)	宿泊利用日
機械警備	非宿直日(17:00~翌9:00)	非宿泊日